

ARIBの動き

第54回規格会議が開催される

去る7月22日、第54回規格会議がプラザホール(霞が関ビル)において開催されました。

今回は、次に掲げる標準規格の改定2件及び技術資料の改定3件について審議され、全て提案のとおり承認されました。

- 1 IMT-2000 DS-CDMA System標準規格及び技術資料の改定
- 2 特定小電力無線局ミリ波画像伝送用無線設備標準規格の改定
- 3 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料の改定
- 4 BS/広帯域CSデジタル放送運用規定技術資料の改定

策定及び改定された標準規格及び技術資料の概要は次のとおりです。

- 1 IMT-2000 DS-CDMA System標準規格及び技術資料 (ARIB STD-T63 Ver.4.10及びARIB TR-T12 Ver.4.10)

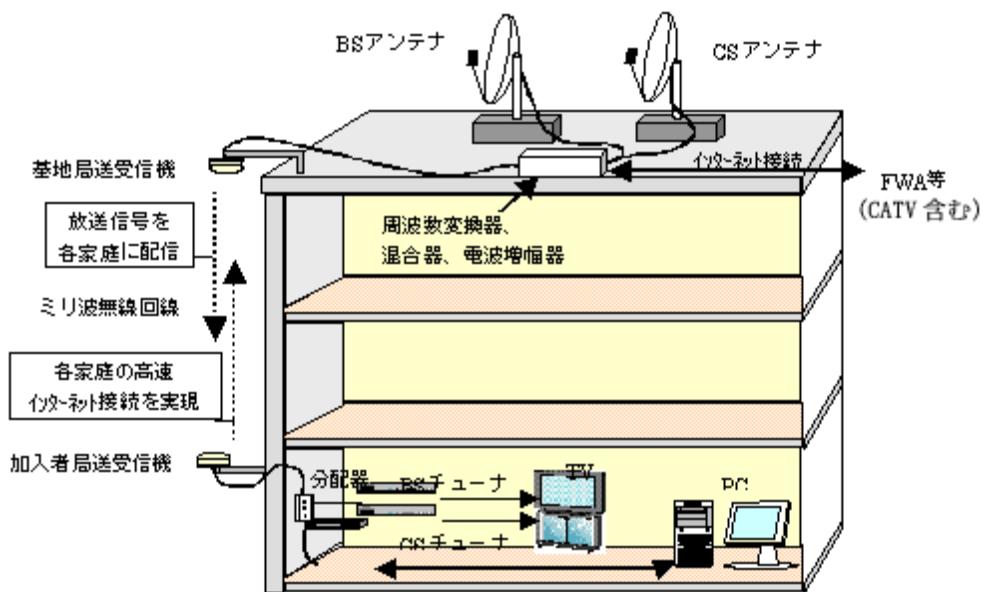
平成16年3月開催の3GPP TSG第23回会合において承認されたリリース99、リリース4、リリース5及びリリース6における仕様の追加または修正を反映する改定を行った。

今回の改定の主要項目は、(1)HSDPAに関するConformance test項目の規定、及び(2)800MHz bandにおけるパフォーマンス試験項目に関する記載の追加である。

- 2 特定小電力無線局ミリ波画像伝送用無線設備標準規格 (ARIB STD-T69 2.0版)

従来(1.1版までは、宅内においてテレビジョン信号を無線伝送する「単方向システム」についてのみ規定していたが、今回の改定では、インターネット接続等に利用できるように、ユーザに双方向の通信環境を提供できる「双方向システム」についての規定を追加した(図参照)。

また、本無線設備で許容されている2.5GHzの占有周波数帯幅の範囲で放送用に使用されていない帯域のほとんどをユーザ領域の信号波の帯域として利用できるようにし、更に、ユーザ領域の信号波専用の周波数配置を追加規定した。



3 地上デジタルテレビジョン放送運用規定技術資料 (ARIB TR-B14 2.0版)

今回の改定では、地上デジタル放送で1つの放送局が使用可能な13セグメントのうち、1セグメントを使用して実施する携帯型端末向け放送におけるデータ放送の運用規定と関連する受信機の規定のうち、映像(簡易動画)・音声の送出と受信に関わる部分を規定したほか、受信機へ搭載可能なリムーバブル記録媒体を新たに二種類追加した。特に、携帯型端末に向けて放送する簡易動画の符号化方式についてはH.264と呼ばれる方式を使用することとし、その運用の詳細を規定している。但し、携帯型端末向け放送において簡易動画や音声と併せて送るデータ放送関連の規定は、なお検討中であり、最終的な規格策定に向けて今後追加改定の予定である。

なお、第三編地上デジタルテレビジョン放送データ運用規定第4部Cプロファイルに関する運用規定の全面改定に伴い、第一分冊を第一分冊(1/2)と第一分冊(2/2)に分冊した。

4 BS/広帯域CSデジタル放送運用規定技術資料 (ARIB TR-B15 3.0版)

主な改定内容は、第一部BSデジタル放送運用規定では、第八編BSデジタル放送コンテンツ保護規定において、受信機の実装基準の明確化、受信機に搭載可能なリムーバブル記録媒体を二種追加する変更、アナログ信号のコンテンツ保護に関するAPS関連記述の明確化等の改定を行った。

また、第二部広帯域CSデジタル放送運用規定およびBS・広帯域CS共用デジタル受信機機能仕様では、第二編、第五編及び第七編において、ネットワーク運用事業者の統合及び委託放送事業者の再認定に係わる改定等を行った。

電気通信/放送行政の動き

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集
及び電波監理審議会への諮問
(新たなインマルサットシステムの導入)

総務省は、新たなインマルサットシステムの導入に伴う必要な規定を整備するため、電波法施行規則の一部を改正する省令案等及び関係告示案を別添のとおり作成致しました。

つきましては、本省令案及び関係告示案に対する皆様からの意見を募集することと致します。

なお、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案については、第886回電波監理審議会（会長：安田靖彦 早稲田大学理工学部教授）に諮問しました。

1 改正の背景

インマルサット衛星を利用した移動衛星通信システムについて、既存システムを改良し、送信速度の向上を図るシステムの導入に対応するため、関係規定の整備を行うものです。

2 改正の概要

(1) 1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用する航空機地球局（無線高速データ通信が可能なものに限る。以下「L帯航空機地球局（高速データ通信型）」といいます。）及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N（Broadband Global Area Network）型の無線設備の技術的条件等を定めます。

(2) 2(1)に関する周波数割当計画の一部変更を行います。

3 意見募集の対象

意見募集の対象となる省令案等の一覧

電波監理審議会に諮問した省令等

- ・ 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）
- ・ 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）
- ・ 周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）

4 意見の提出要領及びその取扱い

(1) 意見募集期間

平成16年7月14日（水）から平成16年8月13日（金）17時まで

(2) 資料の入手方法

総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）での閲覧及び連絡先窓口での配布

(3) 意見の提出方法

意見提出様式に従って日本語により記載し、意見提出先まで、郵便、ファクシミリ又は電子メールにて御提出ください。

なお、電子メールにて御提出される方は、テキストベースで送信願います。

(4) 意見募集後の措置

お寄せいただいた御意見については、それに対する総務省の考え方と併せて公表致します。また、提出された御意見について、次の事項を公表することがありますので、あらかじめ御了承ください。

- 1) 意見提出者に関する氏名又は名称及び住所（個人にあつては市区町村単位までの住所、法人又は団体にあつては本店又は主たる事業所の所在地に限る。）その他属性に関する情報
- 2) 御意見の内容（ただし、個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記述及び権利利益を害する恐れがあるもの等、公表することが不相当とされる記述がある場合には、当該箇所を公表しない場合があります。）

5 今後の予定

当該改正省令案等については、電波監理審議会から原案を相当とする旨の答申を受けた場合においては、皆様から寄せられた御意見及び電波監理審議会の答申を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

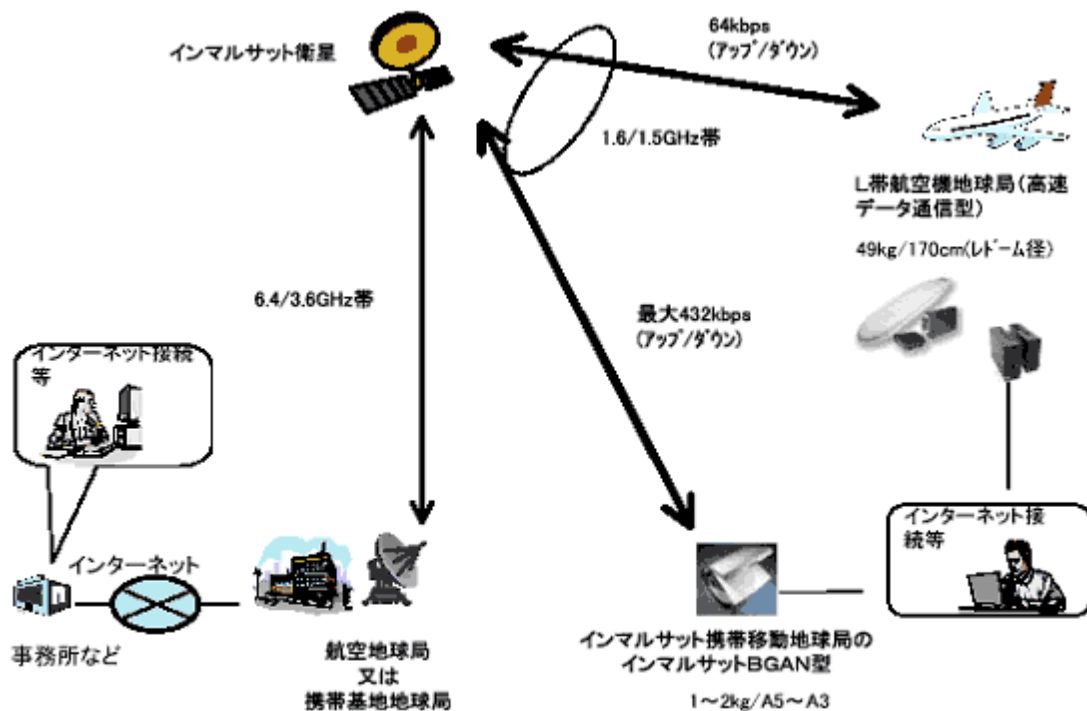
なお、詳細については、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040714_6.html)を参照して下さい。

インマルサットシステムの概要

○ システム一覧

タイプ	音声	テレックス	FAX(伝送速度)	データ(伝送速度)	備考
A	アナログ	○	4.8kbps	4.8kbps	アナログ
B	デジタル	○	9.6kbps	9.6kbps	A型をデジタル化
C	—	○	—	600bps:蓄積型	テレックス、データ専用
M	デジタル	—	2.4kbps	2.4kbps	B型を小型化
ミニM	デジタル	—	2.4kbps	64kbps	スポットビーム対応、小型化
航空	デジタル	—	4.8kbps	4.8kbps:高利得アンテナ	航空用
F	デジタル	—	9.6kbps	64kbps	ミニM型グローバルビーム対応
D	—	—	—	32bps	小容量データ専用
BGAN	デジタル	—	14.4kbps	432kbps	ミニM型高速化
航空(高速データ)	デジタル	—	2.4kbps	64kbps	ミニM型航空化

○ 導入システムイメージ



[ページの先頭に戻る ▲](#)